平成２９年（フ）第１１８号
佐賀県伊万里市立花町1604番地１　立花市営住宅２－２－６
債務者　久保　　進
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第４３４号
熊本市北区飛田４丁目１番１―203号　清水ハイツ21
債務者　荒木　保久
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３４７号
宮崎市大工２丁目92番地、前住所佐賀市伊勢町８番７号　レオパレスホームランド101号
債務者　坂元　亮一
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４６６号
鹿児島県鹿児島市小松原１丁目19番８号　窪ビル301号
債務者　依田　良二
1　決定年月日時　平成29年11月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１９８号
秋田県男鹿市五里合中石字橋本４番地１
債務者　門間久美子
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０５号
秋田県男鹿市脇本脇本字下谷地23番地
債務者　杉本　悦子
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１２号
秋田県潟上市天王字塩口北野４番地　塩口北野団地２―26―３
債務者　櫻庭登姫子
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１７号
秋田市仁井田字大野165番地２
債務者　加藤　　舞
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１８号
秋田市新屋栗田町31番10―103号
債務者　五十嵐美輝
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２２１号
秋田市広面字樋口32番地２　レジデンスＫ201号
債務者　松原　弘美
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４０号
兵庫県伊丹市荒牧南３丁目６番37号
債務者　林　真由美
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２８２号
兵庫県川西市久代２丁目14番８―211号、前住所兵庫県川西市久代２丁目８番28号　西井方
債務者　菊永美喜男
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第５７６号
兵庫県尼崎市武庫之荘３丁目１番１号　イトーピア武庫之荘402号
債務者　山岡　正弥
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６０４号
兵庫県尼崎市杭瀬南新町４丁目１番35号　オーラコート杭瀬201号
債務者　西島　和宏
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２２８号
奈良県橿原市四分町100番地の１　プレミールうねび201号室
債務者　花村　杏奈（旧姓玉木）
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２６２号
佐賀市緑小路３番５号
債務者　永吉　友和
1　決定年月日時　平成29年11月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２６６号
佐賀市諸富町大字諸富津173番地２
債務者　重松　宏宜
1　決定年月日時　平成29年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係